

防災

災害時の対応について

Q

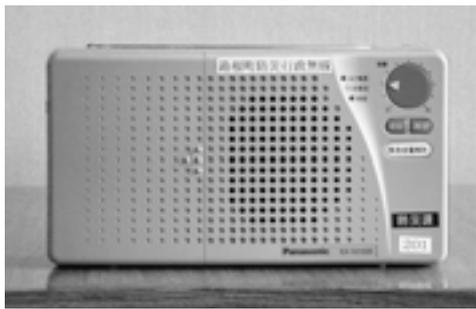
次の4点について伺う。
1 災害時の情報活動と広報活動及び台風11号の対応について

2 防災無線の難聴対策に係る今後の取り組みについて
3 ホームページへの災害情報提供の取り組みについて
4 災害情報の問い合わせ先の周知強化について

A

1 点目について、情報収集は、各出張所と消防本部から逐次連絡が入り、国道や河川は県小田原土木事務所、停電があった場合は、東京電力などから状況の変化に即した情報が提供される。また、町内の電車・バスなどの状況についても、直接交通機関から情報が入るが、ただ連絡を待っているだけでなく、町からも直接各機関へ連絡を取り、情報収集を行い、入手した情報を取りまとめて防災無線でいち早く住民や観光客に提供している。
台風11号の対応としては、台風の接近に伴い午後5時以降、本庁に総務部長を本部長

とした14名による準備配備を敷き、出張所等の町内11施設に職員31名を配備し、情報収集や自主避難者、観光客の受け入れ体制をとった。
なお、土砂災害で通行不能となった22時以降、急ぎよ10名の職員を増強し、消防本部においては、乙号動員体制として本部・署員57名、第1分団から第11分団の団員143名が出動し対応に当たった。
2 点目について、町内84箇所のパンザマストで放送しているが、山岳地形上聞き取れない地区が発生をしている。これらの問題を解消する対策としては、戸別受信機を設置していただくことしかないわけで、一人でも多くの世帯の皆さんに購入していただくよう、引き続き戸別受信機の補助を行っていく考えである。
なお、障がい者や独居老人などの要援護者に対する受信機の貸与については、今後の検討課題としたい。
3 点目について、8月の台風11号を教訓に9月の台風14



防災行政無線戸別受信機

号のときは、町のホームページのトピックスで、降雨量の状況、芦ノ湖の水位、放流時間、交通規制状況などを掲載した。さらに必要な情報があれば、随時盛り込んで臨機に対応できるようにしたい。
4 点目について、基本的には町のほうに問い合わせをいただければわかるような体制になっている。被害、規制等の状況の問い合わせ先は5・7111へ電話すれば、担当課へつながり、最新の情報や町の体制について、皆様に提供できるようにしている。今後は自治会や防災講演会などを通じて、情報提供先についての把握をしていただくように努めたいと思っている。

健康福祉

障害者自立支援法が施行されることによる従来どのような変化が起るかについて

Q

次の4点について伺う。
1 国・県及び市町村の役割について

2 従来の障害者支援費制度等との違いや、利用者側の利用の違いについて
3 法案が一元化されることにより、障がい者の方々が使用している療育手帳や身体障害者手帳の取り扱いに変更はないのか
4 自立支援法での幼児・児童の関連及び町で行っている地域訓練等への影響は

A

1 点目について、国は市町村や県が行う業務が適正かつ円滑に行われるよう必要な助言、情報の提供などを行うとともに、障がい者等に関する相談及び指導などを行うものである。町としては、関係機関と緊密な連携を図り、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行い、また、必要な相談に応じ、情

報の提供、調査、指導などを行うものである。
2 点目について、障がい者の方がサービスの提供を受けることは、従来の支援費制度と変わりはないが、支給決定のプロセスが透明化され、利用者負担については、低所得者への配慮を図り、従来の応能負担から定率負担(原則1割)に変わるものである。
3 点目について、これまで障がい種別ごとに異なる法律で規定されている福祉サービスを共通の制度として取り出し、サービス提供主体を市町村として行うもので、手帳については従来どおりの交付手続きで利用できるものである。
4 点目について、児童福祉法に基づくサービス給付は、平成18年4月から障害者自立支援法に移行され、措置制度であった施設入所が契約制度に変更になるものである。
また、地域訓練会については、通所に要する交通費の助成を含め、引き続き事業を実施していきたいと考えている。